

新旧対照表

変更前	変更後
<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>本計画における特定企業は<u>4社</u>であり、計画の実施により外国人研修生が<u>12人</u>程度増加することが見込まれており、研修生派遣国である中国との国際交流がより深まるとともに、本市と中国との経済交流がより一層の進展をみることが期待できる。</p> <p>別紙</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 事業に関与する主体 別表1のとおり</p> <p>(2) ～ (5) [略]</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1) ～ (2) [略]</p> <p>(3) 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p>【根拠】</p> <p>第1次受入れ機関を通じ、帰国後の状況について確認を行ったところ、高い割合で水産関係の企業に就業していることを確認した。(別表<u>3</u>)</p> <p>(4) [略]</p>	<p>7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>本計画における特定企業は<u>5社</u>であり、計画の実施により外国人研修生が<u>15人</u>程度増加することが見込まれており、研修生派遣国である中国との国際交流がより深まるとともに、本市と中国との経済交流がより一層の進展をみることが期待できる。</p> <p>別紙</p> <p>4 特定事業の内容</p> <p>(1) 事業に関与する主体 別表1のとおり</p> <p>(2) ～ (5) [略]</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1) ～ (2) [略]</p> <p>(3) 当該特区内において研修又は技能実習に従事し過去1年間に帰国した者の大半が、帰国後本邦において修得した技術、技能又は知識を要する業務に従事していることが確認されていること。</p> <p>【根拠】</p> <p>第1次受入れ機関を通じ、帰国後の状況について確認を行ったところ、高い割合で水産関係の企業に就業していることを確認した。(別表<u>3</u>)</p> <p>(4) [略]</p>